

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第6部門第3区分

【発行日】平成25年9月26日(2013.9.26)

【公開番号】特開2013-12151(P2013-12151A)

【公開日】平成25年1月17日(2013.1.17)

【年通号数】公開・登録公報2013-003

【出願番号】特願2011-145889(P2011-145889)

【国際特許分類】

G 06 Q 30/02 (2012.01)

【F I】

G 06 F 17/60 3 2 4

【手続補正書】

【提出日】平成25年7月25日(2013.7.25)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

第1の販売条件で販売されている商品を示す商品情報にユーザがアクセスした時期を基準時期として記憶部に記録する記録部と、

前記商品が前記ユーザに提供される前に、前記第1の販売条件と比較して該ユーザにとって不利な第2の販売条件を設定する調整部と、

前記商品が前記ユーザに提供される前に、前記第1の販売条件に代えて前記第2の販売条件を該ユーザに提示する提示部とを備え、

前記調整部が、前記基準時期より後に前記ユーザが前記商品情報にアクセスした場合に、該基準時期から該アクセスまでの経過期間、又は、該基準時期以後の該ユーザによる該商品情報に対するアクセス回数に基づいて、前記第2の販売条件を設定する、電子商取引装置。

【請求項2】

前記記録部が、前記基準時期より後の前記ユーザによる前記商品情報へのアクセス態様を前記記憶部にさらに記録し、

前記調整部が、さらに前記アクセス態様に基づいて、前記第2の販売条件を設定する、請求項1に記載の電子商取引装置。

【請求項3】

前記販売条件が数値で示され、

前記調整部が、単位時間当たりの販売条件の変化率を用いて、該基準時期からの経過時間に応じて前記第2の販売条件を設定する、

請求項1又は2に記載の電子商取引装置。

【請求項4】

前記調整部が、前記商品が前記ユーザにより購入候補として選択された場合には、該商品が購入候補として選択された時から所定の期間における第1の変化率を、該所定の期間以外の期間における第2の変化率よりも小さくする、

請求項3に記載の電子商取引装置。

【請求項5】

前記調整部が、購入者が商品を購入したことを示す購入情報を記憶する購入データベース

スを参照して所定の期間における前記商品の販売数を求め、該販売数の増加に応じて前記変化率を大きくする、

請求項 3 に記載の電子商取引装置。

【請求項 6】

前記調整部が、購入者が購入商品に付与した評価値を示す評価情報を記憶する評価データベースを参照して前記商品の評価値の統計値を求め、該統計値の増加に応じて前記変化率を大きくする、

請求項 3 に記載の電子商取引装置。

【請求項 7】

前記調整部が、前記ユーザの端末の種類を示す端末情報を該端末から取得し、該端末上で同時に表示可能なウェブページの個数を該端末情報に基づいて判定し、該同時に表示可能なウェブページの個数の増加に応じて前記変化率を小さくする、

請求項 3 に記載の電子商取引装置。

【請求項 8】

前記調整部が、商品情報が閲覧者に提示されたことを示す閲覧情報を記憶する閲覧データベースと、購入者が商品を購入したことを示す購入情報を記憶する購入データベースとを参照して、前記ユーザに前記商品情報が提示されてから該ユーザが該商品情報で示される商品を購入するまでの時間の統計値を算出し、該統計値の増加に応じて前記変化率を小さくする、

請求項 3 に記載の電子商取引装置。

【請求項 9】

前記調整部が、前記ユーザに適用される前記変化率の増加に応じて、前記第 1 の販売条件を該ユーザにとって有利な条件に設定する、

請求項 7 又は 8 に記載の電子商取引装置。

【請求項 10】

前記調整部が、前記第 1 の販売条件から、前記ユーザに適用される前記商品の最終的な販売条件である終末条件までの範囲で前記第 2 の販売条件を設定し、

前記調整部が、前記商品の終末条件が、該商品と同一又は類似であり、且つ前記ユーザにより購入候補として選択されている他の商品の現在の販売条件よりもユーザにとって不利である場合には、該終末条件を該他の商品の現在の販売条件と同じにする、

請求項 7 ~ 9 のいずれか一項に記載の電子商取引装置。

【請求項 11】

前記調整部が、商品の在庫を示す商品情報を記憶する商品データベースを参照して前記商品の在庫数を取得し、該在庫数の減少に応じて前記変化率を小さくする、

請求項 3 に記載の電子商取引装置。

【請求項 12】

前記調整部が、商品情報が閲覧者に提示されたことを示す閲覧情報を記憶する閲覧データベースを参照して、前記商品の前記販売条件の調整を受けているユーザ数を求め、該ユーザ数の増加に応じて前記変化率を小さくする、

請求項 3 に記載の電子商取引装置。

【請求項 13】

前記第 1 及び第 2 の販売条件が前記商品の価格で示され、

前記第 2 の販売条件に対応する前記価格が、前記第 1 の販売条件に対応する前記価格よりも高い、

請求項 3 ~ 12 のいずれか一項に記載の電子商取引装置。

【請求項 14】

前記調整部が、前記アクセス回数に基づいて前記第 2 の販売条件を設定する場合に、前記基準時期以後の m 回目のアクセスの終了から n 回目のアクセスの開始までの時間間隔に応じて、該 n 回目のアクセスに対応する前記第 2 の販売条件を設定し、ここで、m < n である、

請求項 1 に記載の電子商取引装置。

【請求項 1 5】

前記調整部が、前記ユーザが前記商品情報に次にアクセスした場合の前記第 2 の販売条件を次回条件として求め、

前記提示部が、前記次回条件を前記ユーザに提示する、
請求項 1 4 に記載の電子商取引装置。

【請求項 1 6】

前記第 1 及び第 2 の販売条件が前記商品の価格で示され、

前記第 2 の販売条件に対応する価格が、前記第 1 の販売条件に対応する前記価格よりも高い、

請求項 1 4 又は 1 5 に記載の電子商取引装置。

【請求項 1 7】

電子商取引装置により実行される電子商取引方法であって、

第 1 の販売条件で販売されている商品を示す商品情報にユーザがアクセスした時期を基準時期として記憶部に記録する記録ステップと、

前記商品が前記ユーザに提供される前に、前記第 1 の販売条件と比較して該ユーザにとって不利な第 2 の販売条件を設定する調整ステップと、

前記商品が前記ユーザに提供される前に、前記第 1 の販売条件に代えて前記第 2 の販売条件を該ユーザに提示する提示ステップと
を含み、

前記調整ステップでは、前記基準時期より後に前記ユーザが前記商品情報にアクセスした場合に、該基準時期から該アクセスまでの経過期間、又は、該基準時期以後の該ユーザによる該商品情報に対するアクセス回数に基づいて、前記第 2 の販売条件を設定する、
電子商取引方法。

【請求項 1 8】

第 1 の販売条件で販売されている商品を示す商品情報にユーザがアクセスした時期を基準時期として記憶部に記録する記録部と、

前記商品が前記ユーザに提供される前に、前記第 1 の販売条件と比較して該ユーザにとって不利な第 2 の販売条件を設定する調整部と、

前記商品が前記ユーザに提供される前に、前記第 1 の販売条件に代えて前記第 2 の販売条件を該ユーザに提示する提示部と
をコンピュータに実行させ、

前記調整部が、前記基準時期より後に前記ユーザが前記商品情報にアクセスした場合に、該基準時期から該アクセスまでの経過期間、又は、該基準時期以後の該ユーザによる該商品情報に対するアクセス回数に基づいて、前記第 2 の販売条件を設定する、
電子商取引プログラム。

【請求項 1 9】

第 1 の販売条件で販売されている商品を示す商品情報にユーザがアクセスした時期を基準時期として記憶部に記録する記録部と、

前記商品が前記ユーザに提供される前に、前記第 1 の販売条件と比較して該ユーザにとって不利な第 2 の販売条件を設定する調整部と、

前記商品が前記ユーザに提供される前に、前記第 1 の販売条件に代えて前記第 2 の販売条件を該ユーザに提示する提示部と
をコンピュータに実行させる電子商取引プログラムを記録し、

前記調整部が、前記基準時期より後に前記ユーザが前記商品情報にアクセスした場合に、該基準時期から該アクセスまでの経過期間、又は、該基準時期以後の該ユーザによる該商品情報に対するアクセス回数に基づいて、前記第 2 の販売条件を設定する、

コンピュータ読取可能な記録媒体。

【手続補正 2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0006

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0006】

本発明の一形態に係る電子商取引装置は、第1の販売条件で販売されている商品を示す商品情報にユーザがアクセスした時期を基準時期として記憶部に記録する記録部と、商品がユーザに提供される前に、第1の販売条件と比較して該ユーザにとって不利な第2の販売条件を設定する調整部と、商品がユーザに提供される前に、第1の販売条件に代えて第2の販売条件を該ユーザに提示する提示部とを備え、調整部が、基準時期より後にユーザが商品情報にアクセスした場合に、該基準時期から該アクセスまでの経過期間、又は、該基準時期以後の該ユーザによる該商品情報に対するアクセス回数に基づいて、第2の販売条件を設定する。

【手続補正3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0007

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0007】

本発明の一形態に係る電子商取引方法は、電子商取引装置により実行される電子商取引方法であって、第1の販売条件で販売されている商品を示す商品情報にユーザがアクセスした時期を基準時期として記憶部に記録する記録ステップと、商品がユーザに提供される前に、第1の販売条件と比較して該ユーザにとって不利な第2の販売条件を設定する調整ステップと、商品がユーザに提供される前に、第1の販売条件に代えて第2の販売条件を該ユーザに提示する提示ステップとを含み、調整ステップでは、基準時期より後にユーザが商品情報にアクセスした場合に、該基準時期から該アクセスまでの経過期間、又は、該基準時期以後の該ユーザによる該商品情報に対するアクセス回数に基づいて、第2の販売条件を設定する。

【手続補正4】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0008

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0008】

本発明の一形態に係る電子商取引プログラムは、第1の販売条件で販売されている商品を示す商品情報にユーザがアクセスした時期を基準時期として記憶部に記録する記録部と、商品がユーザに提供される前に、第1の販売条件と比較して該ユーザにとって不利な第2の販売条件を設定する調整部と、商品がユーザに提供される前に、第1の販売条件に代えて第2の販売条件を該ユーザに提示する提示部とをコンピュータに実行させ、調整部が、基準時期より後にユーザが商品情報にアクセスした場合に、該基準時期から該アクセスまでの経過期間、又は、該基準時期以後の該ユーザによる該商品情報に対するアクセス回数に基づいて、第2の販売条件を設定する。

【手続補正5】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0009

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0009】

本発明の一形態に係るコンピュータ読取可能な記録媒体は、第1の販売条件で販売されている商品を示す商品情報にユーザがアクセスした時期を基準時期として記憶部に記録する記録部と、商品がユーザに提供される前に、第1の販売条件と比較して該ユーザにとっ

て不利な第2の販売条件を設定する調整部と、商品がユーザに提供される前に、第1の販売条件に代えて第2の販売条件を該ユーザに提示する提示部とをコンピュータに実行させる電子商取引プログラムを記録し、調整部が、基準時期より後にユーザが商品情報にアクセスした場合に、該基準時期から該アクセスまでの経過期間、又は、該基準時期以後の該ユーザによる該商品情報に対するアクセス回数に基づいて、第2の販売条件を設定する。